

中央区教育振興基本計画2025

令和7（2025）年3月

中央区教育委員会

目 次

第1章 「中央区教育振興基本計画2020」の見直しにあたって	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の目的および位置付け等	1
(1) 目的	1
(2) 位置付け	1
(3) 計画の範囲	1
(4) 計画の期間	1
3 他の計画等との関係	2
4 子ども等の意見の反映	2
第2章 教育を取り巻く環境の変化	2
第3章 中央区が目指す基本的な考え方	3
1 中央区教育委員会の教育目標	3
2 「10年後の中央区の姿」	3
第4章 今後の取組の方向性	4
基本方針1 個性や能力を伸ばす教育の推進	6
(1) 確かな学力の定着・向上	6
(2) 魅力ある学校づくり	10
(3) 教育支援の充実	14
基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進	20
(1) 子どもの健全な育成の推進	20
(2) いじめを生まない学校づくり	24
(3) 良好な教育環境の推進	28
基本方針3 健康な体づくりの推進	32
(1) 健康づくりの推進	32
(2) 学校における体育・スポーツ活動の充実	36
基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実	40
(1) 図書館サービス等の推進	40
(2) スポーツ・レクリエーション活動への支援	44
第5章 計画の推進に向けて	47
1 計画の進行管理	47
2 関連部局との連携・協力	47
3 学校・家庭・地域の連携・協働	47

資料編

・「中央区の教育環境に関する基本条例」	48
・中央区教育大綱	50
・中央区教育振興基本計画検討委員会における検討経過	51
・中央区教育振興基本計画検討委員会委員名簿	52
・中央区教育振興基本計画2020見直しにおける検討経過および体制	53
・各種関係データ	54
・用語説明	60

第1章 「中央区教育振興基本計画2020」の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

中央区教育委員会では、令和2（2020）年3月に「教育基本法」に示された理念の実現と、教育振興に関する施策の総合計画として、令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とした「中央区教育振興基本計画2020」を策定し、教育目標を実現するための各施策を総合的・計画的に推進してきました。

本計画が計画期間の半期を経過するにあたり、各施策の取組状況やこの間における社会情勢の変化、学校教育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、計画後半期における教育施策の着実な前進を図るため、「中央区教育振興基本計画2025」として必要な見直しを行いました。

2 計画の目的および位置付け等

(1) 目的

本計画は、教育委員会の教育目標と中央区が目指すこれからの「教育」の実現に向けた施策を総合的かつ体系的に明らかにし、併せてその内容を区民に分かりやすく示すことを目的とします。

(2) 位置付け

教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

(3) 計画の範囲

本計画の範囲は「主に教育委員会が所掌する学校教育および学校教育との関連において必要とされる図書館等の社会教育分野」とし、学校教育振興の総合計画とします。

なお、具体的な施策の推進にあたっては、生涯学習・子育て支援等の関連部局との連携を図っていきます。

(4) 計画の期間

令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間

① 基本方針および主要施策

中央区教育振興基本計画2020の期間である令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間における、本区が目指す教育目標の実現に向けた方針および施策です。

② 取組の方向性

前期に引き続き計画後半期（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度）に重点的に取り組むべき具体的な施策です。

※計画期間内においても、国や東京都の動向および教育環境の変化や制度等の変更を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

3 他の計画等との関係

本計画は、本計画策定時に示された国の「第3期教育振興基本計画」および東京都教育委員会の「東京都教育ビジョン（第4次）」、また、計画期間中に示された「第4期教育振興基本計画」「東京都教育ビジョン（第5次）」を参考とするとともに、「中央区基本計画2023」はもとより、「中央区子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき策定した「中央区教育大綱」との整合性を図っています。

4 子ども等の意見の反映

こども基本法（令和4年法律第77号）第11条「こども施策に対するこども等の意見の反映」については、小学校6年生および中学校3年生の社会科の授業において、中央区教育振興基本計画2020の位置付けや学校生活における関わりについてアンケートを徴取し、本計画の見直しの参考としました。

第2章 教育を取り巻く環境の変化

中央区教育委員会は、「中央区教育振興基本計画2020」を策定し、子どもたちの健やかな成長が図れるよう、本区の区立学校や教育機関を挙げて施策の実現に向けた取組を推進してきました。

この間の我が国を取り巻く社会情勢は大きく変化し、世界的な規模でパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症や国家間の武力紛争を契機とした物価高騰など、社会全体として急激な変化に対処する力が求められています。

また、本区は令和9年度中には人口20万人となる見込みであり、全国的な課題である少子化の状況とは異なり、堅調に増加する児童・生徒への対応など、良好な教育環境の維持・向上について取り組むとともに、コロナ禍等の社会的な背景を要因として、無気力や不安傾向から不登校となる子どもたちへの心理面のケアや個別の対処についても重要性を増しており、本区の実情に即した教育政策の着実な実行が求められています。

こうした状況の中、これからの教育においては、子どもたちが必要な知識や技能、思考力・判断力・表現力等を習得したうえで、情報を整理・分析しながら多様な考え方を持つ他者と協働し、主体的に課題を解決する資質・能力を身に付けることが重要です。地域の課題や環境問題等をテーマに探究的な学習を充実させることに加え、次代を担う子どもたちが自立的でより豊かな生活を送ることができるよう、職業観や勤労観を培うキャリア教育とともに、金融リテラシーを身に付けるための教育なども必要な分野です。また、子どもたちにとって学校が楽しく学びたいと思える環境整備や魅力向上のほか、さまざまな居場所機能を確保していく必要があります。

中央区教育委員会は、子どもたちが健やかに成長し予測困難な時代を生き抜く真の「生きる力」を身に付け、複眼的な視座を持ち、柔軟でたくましい大人に成長することを願うとともに、教職員が子どもたちと向き合う時間を適切に確保できるよう、学校における働き方改革を進め、専門教職員の拡充や研修の充実など、義務教育体制における量の確保をはじめ、教育の質についても充実を図る施策を展開します。

また、かねてより培ってきた学校の歴史や我が国の伝統・文化を大切にしながら、教育における「不易」と「流行」を十分見極めつつ、子どもたちそれぞれの未来がより輝かしいものとなるよう、誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現を図ってまいります。

第3章 中央区が目指す基本的な考え方

1 中央区教育委員会の教育目標

中央区教育委員会は、「次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長することを目指す」とともに、「区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援する」ため、次の「教育目標」を掲げています。

○ 子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように

- ・ 思いやりの心、健康な体、強い意志を持つ人
- ・ すすんで学び、考え、行動する人
- ・ 人の役に立つことを積極的に行う人

の育成に向けた教育を推進します。

○ 子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

2 「10年後の中央区の姿」 (中央区基本計画2023 (令和5 (2023) 年3月策定) より抜粋)

○さまざまな社会の変化を乗り越え、自らの力で未来を切り拓き、持続可能な社会の創り手としてたくましく生きる子どもたちが育まれています。また、良好な学習環境が確保され、子どもたちが放課後も安全に安心して過ごすとともに、地域の人々との交流を通じて心豊かに成長しています。

○家庭・地域・学校・関係機関の連携がより一層進み、地域全体で家庭教育を支援する体制が整い、子どもたちが心身ともに健やかに成長しています。また、青少年が野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付け、地域の健全育成を担う指導者として活躍しています。

○誰もが生涯にわたって学習することができる機会が確保されているとともに、学びの成果をいかし、ボランティアや地域活動に参加するなど、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送っています。また、魅力ある図書館づくりが進み、子どもから大人まで読書活動や地域資料に親しみ、心豊かな区民生活が営まれています。

○誰もが日常的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、健康で生涯を通じていきいきとした生活を送っています。

